

## 神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業審査要領

### (目的)

第1条 この要領は、神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業実施要領（以下、要領という。）第6条に定める補助対象者の採択に係る審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審査対象)

第2条 審査対象者は、要領第4条の要件を満たしている応募者とする。

### (審査方法)

第3条 別表の委員は、提出された審査書類等により事業の内容を確認し、次の点を含めて採択の可否を決定する。

- (1) 応募者の事業実施主体としての適格性
- (2) 応募者の事業計画の実現性
- (3) 応募者の事業実施による効果

### (審査結果の通知)

第4条 市は、前項による補助対象者の決定後、審査による採択・不採択の結果をすべての応募者に対して速やかに通知するものとする。

2 応募者は前項の審査結果に対して異議申し立てはできないものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、経済観光局長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成31年2月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和3年1月15日から施行する。

(別表) 第3条 委員名簿

- ・経済観光局農水産課長
- ・経済観光局計画課長
- ・経済観光局西農業振興センター所長
- ・経済観光局北農業振興センター所長